

採点表(審査基準)
(明石市生活困窮者就労準備支援ほか業務委託)

基本事項(35点)					
審査内容	評価基準				
	優	良	普	劣	不
生活困窮者自立支援制度や生活保護制度を十分に理解しているか。 また、就労準備支援、就労支援、相談支援に対する理念や考え方が十分にあると認められるか。	5	4	3	2	1
業務を円滑かつ効率的に行うための意欲、熱意を感じられるか。	5	4	3	2	1
事業目的と効果についての考え方は適切か。	10	8	6	4	2
成果指標についての考え方は適切か。	15	10	7	3	0
業務実施体制(55点)					
配置する人員確保について具体的な計画があるか。	10	8	6	4	2
サテライト事業所の設置場所について具体的な計画があるか。また利便性及び面積等は支援を行うにあたり適切か。	10	8	6	4	2
サテライト事業所の運営日及び業務時間は適切であるか。 また、人員の配置数、雇用形態及び勤務日・時間は適切であるか。	10	8	6	4	2
配置する人員の人材育成は適切か。	5	4	3	2	1
就労準備支援業務等の受託実績を十分に有すると認められるか。	10	8	6	4	2
情報セキュリティ及び個人情報管理についての考え方や体制は整っているか。	10	8	6	4	2

就労準備支援に関する業務(50点)					
個々の状況に応じた多彩な支援メニューが準備されているか。	10	8	6	4	2
支援方法が具体的で、実現性はあるか。	10	8	6	4	2
関係機関との連携について具体性があるか。	5	4	3	2	1
本部事業所とサテライト事業所との連携についての考え方は適切か。	10	8	6	4	2
支援内容に独自性はあるか。	5	4	3	2	1
個々の職歴や経済状況に応じて柔軟に支援できるか。	10	8	6	4	2
就労支援に関する業務(25点)					
審査内容	評価基準				
	優	良	普	劣	不
求人開拓、職場見学、就労体験及び生活困窮者就労訓練の開拓手法は適切であるか。	15	10	7	3	0
開拓件数、紹介件数、就労者数等の目標はあるか。また考え方は適切であるか。	10	8	6	4	2
地理的条件(15点)					
地域に根差した法人であるか。	15	10	7	3	0
公共性(施策反映)評価(10点)					
審査内容	評価基準				
	優 <-----> 劣				
障害者の積極的雇用	2	1	0		
子育て支援への取組	2	1	0		
男女共同参画社会づくりへの取組	2	1	0		
若年雇用者育成のための取組	2	1	0		
更生支援のための取組	1		0		
労働安全衛生のための取組	1		0		
コスト(50点)					
見積金額	50点×参加者の中の最低見積金額÷当該参加者の見積金額 (小数点以下切り捨て)				
合計	240点				

※審査委員5人の合計点1,200点満点のうち、600点を最低基準点とし、これを超えなければ失格とする。

※審査内容の項目における見積金額とは、明石市生活困窮者就労準備支援業務及び明石市被保護者就労準備支援等業務の参考見積額の合計額とする。